

令和元年度

第7回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和元年10月7日(月) 午後1時30分～

場 所 庄原市口和自治振興センター 大研修室

議案1 農地法第3条の規定による許可について

議案2 農用地利用集積計画(11月1日公告)の決定について

議案3 農地法第5条の規定による許可について

議案4 非農地証明申請について

議案5 令和元年度 標準農作業料金等の改定について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則		○	20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

山本委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第7回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 20 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。23番松長委員、1番入田委員の両委員さんを指名します。

両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号23から24について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 23 から 24 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」受付番号 23 から 24 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画（11 月 1 日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和元年 9 月期の申出分については、別紙「令和元年 11 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 3 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 25 から 32 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概要)

受付番号 25

位 置 等：説明資料の 2 ページと 3 ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他 法 令：再生可能エネルギー発電計画認可済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号 26

位 置 等：説明資料の 2 ページと 3 ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他 法 令：再生可能エネルギー発電計画認可済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号 27

位置等：説明資料の2ページと4ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号 28

位置等：説明資料の2ページと4ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号 29

位置等：説明資料の2ページと5ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号 30

位置等：説明資料の2ページと6ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号 31

位置等：説明資料の2ページと7ページに記載

転用事由：アパート用地

資金計画：全額借入資金

他法令：都市計画法は建築確認など手続中

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要の都市計画区域の用途区域

受付番号 32

位置等：説明資料の8ページと9ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7 番三吉委員：受付番号 32 について、配置図が不十分でないか。

事務局：これしか提出いただいていない。パネルについて他のものと比べて小さいと思われます。今後は気を付けます。

5 番堀江委員：太陽光発電パネルの転用が多いが、家が近い場合など近隣の方への配慮が必要なこともあるのでしょうか。これは意見です。

議長：現状のまま利用となるので、災害の可能性は少ないということだろうが、太陽光発電設備への転用は、昨年も市へ要望したが、今後も、条例制定等の方法により規制が出来るよう引続き要望をしたいと思います。

7 番三吉委員：受付番号 32 について、今回の他のものと比べて格別にパネルの枚数が多い。パネルが小さいとしても、事務局はこの図面でソーラーパネルがどのように設置されるのか責任をもてるのか。

2 番植木委員：設置地域の担当委員として、配置図については気をつける必要があった。申請者の方へ改めて詳細な配置図をお願いし皆で見て再審議してはどうか。

議長：そのような意見がありますが、その他このことについてありますか。ないようですので受付番号 32 については、再審議についての採決をとりたいと思います。

議長：受付番号 32 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手 0 名です。よってこの申請は却下となりました。申請者の方へ詳細な配置図をもとめて次回再審議いたします。

議長：その他の受付番号 25 から 31 については、一括で採決をしたいと思いますがこれにご異議がございませんか。

(なしの声あり)

議長：それでは受付番号 25 から 31 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第 4 「非農地証明について」を上程します。受付番号 28 から 31 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

受付番号 28

位置等：説明資料の 2 ページと 10 ページに記載

潰廃事由：平成 4 年頃圃場整備の残地を隣接の雑種地と一体的に利用し現在に至る。

現地確認：現地は、雑種地と一体的となっており農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号 29

位置等：説明資料の 11 ページと 12 ページに記載

潰廃事由：申請地は平成 20 年頃から耕作不便なため耕作ができておらず現在に至る。

現地確認：現地は、草木が繁茂した原野となっており農地としての復元も困難で非農地と判断

受付番号 30

位置等：説明資料の 11 ページと 13 ページに記載

潰廃事由：水がなく、耕作する人がいないため原野化した。

現地確認：現地は、草木が繁茂した原野となっており農地としての復元も困難で非農地と判断

受付番号 31

位置等：説明資料の 14 ページから 15 ページに記載

潰廃事由：平成 10 年頃から高齢で通作できなくなり耕作放棄し原野山林となっている。

現地確認：現地は、草木が繁茂した原野となっており農地としての復元も困難で非農地と判断

議 長：以上で説明が終わりました。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

議 長：非農地証明について、受付番号 28 から 31 について、これを一括で採択したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですから受付番号 28 から 31 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 5 「令和元年度 標準農作業料金等の改定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

令和元年 10 月 1 日付けで最低賃金が改定されたことに伴う農作業賃金の改定であることを説明

議 長：以上で説明が終わりました。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

議 長：それでは「令和元年度 標準農作業料金等の改定について」提案のとおり改定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：つづいて会長報告を行います。

10月1日 全国女性農業委員の会 理事会
10月2日 広島県農業会議会長・事務局長会議

議長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(農地係長が、その他事項について説明)

※「庄原の美味しいお米で縁結び」について、松長委員から経過報告

議長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時20分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和元年10月7日

議長
(道下和子)

23番委員
(松長百合子)

1番委員
(入田正義)
